



宮 崎 県 公 報

平成28年 5 月12日 (木曜日) 第 2793 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○県立農業大学校規則の一部を改正する規則…… (農業経営支援課) 1

告 示

○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…… (福祉保健課) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…… (") 2

○民有林の保安林の指定…… (自然環境課) 2

○土砂災害警戒区域の指定…… (砂防課) 3

○土砂災害特別警戒区域の指定…… (") 3

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除…… (砂防課) 4

公 告

○地籍調査に関する事業計画の決定…… (農村計画課) 4

○土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …… (農村整備課) 4

○県営土地改良事業計画の変更…… (") 4

病院局公告

○入札公告…… 5

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…… 5

○警備員等の検定の実施について…… 6

選挙管理委員会告示

○政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表…… 7

規 則

県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第60号

県立農業大学校規則の一部を改正する規則

県立農業大学校規則 (昭和59年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
(学科及びコースの設置)	(学科及び専攻の設置)														
第3条 農学部にあぐりビジネス学科、園芸経営学科及び畜産経営学科を置き、それぞれに置くコースは、次のとおりとする。	第3条 農学部にあぐりビジネス学科及び畜産学科を置き、それぞれに置く専攻は、次のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あぐりビジネス学科</td> <td>大規模経営コース グリーンライフコース</td> </tr> <tr> <td>園芸経営学科</td> <td>施設野菜コース 花きコース 果樹・茶コース</td> </tr> <tr> <td>畜産経営学科</td> <td>肉用牛コース 乳肉複合コース</td> </tr> </tbody> </table>	区分	コース	あぐりビジネス学科	大規模経営コース グリーンライフコース	園芸経営学科	施設野菜コース 花きコース 果樹・茶コース	畜産経営学科	肉用牛コース 乳肉複合コース	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>専攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農学科</td> <td>作物専攻 野菜専攻 花専攻 果樹・茶専攻 フードビジネス (農産物) 専攻</td> </tr> <tr> <td>畜産学科</td> <td>肉用牛専攻 酪農・養豚専攻 フードビジネス (畜産物) 専攻</td> </tr> </tbody> </table>	区分	専攻	農学科	作物専攻 野菜専攻 花専攻 果樹・茶専攻 フードビジネス (農産物) 専攻	畜産学科	肉用牛専攻 酪農・養豚専攻 フードビジネス (畜産物) 専攻
区分	コース														
あぐりビジネス学科	大規模経営コース グリーンライフコース														
園芸経営学科	施設野菜コース 花きコース 果樹・茶コース														
畜産経営学科	肉用牛コース 乳肉複合コース														
区分	専攻														
農学科	作物専攻 野菜専攻 花専攻 果樹・茶専攻 フードビジネス (農産物) 専攻														
畜産学科	肉用牛専攻 酪農・養豚専攻 フードビジネス (畜産物) 専攻														

別記

様式第1号 (その1) (第9条関係)

[略]

写真はり付け [略]
[略]

県立農業大学校 学科____コースに入学したいので、関係書類を添えてお願いします。

第2志望 学科 ____コース

[略]

様式第1号 (その2) (第9条関係)

[略]

写真はり付け [略]

別記

様式第1号 (その1) (第9条関係)

[略]

写真貼付 [略]
[略]

県立農業大学校 学科に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。

[略]

様式第1号 (その2) (第9条関係)

[略]

写真貼付 [略]

[略]

筆記試験選択科目 1 科目記入

県立農業大学校 学科 コースに入学したいので、関係書類を添えてお願いします。

第 2 志望 学科 コース

[略]

県立農業大学校長 殿

[略]

[略]

県立農業大学校に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。

[略]

県立農業大学校長 殿

学科名	
第 1 志望	学科
第 2 志望	学科
筆記試験選択科目	
1 科目記入	

[略]

別記様式第 5 号中「ローバ」を「冊式」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に県立農業大学校に在籍している者については、この規則による改正前の県立農業大学校規則第 3 条及び別記様式第 5 号の規定は、なおその効力を有する。

告 示

宮崎県告示第 351号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 5 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 笑顔	都城市鷹尾 2 丁目 1 - 5	訪問看護 ステーション 笑顔	都城市鷹尾 2 丁目 1 - 5

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市平塚町3185 - 7	都城市鷹尾 2 丁目 1 - 5	平成28年 2 月16日

宮崎県告示第 352号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年 5 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社 団 慶人会	東諸県郡国 富町大字八 代南俣2054	訪問看護ス テーション たいよう	東諸県郡国 富町大字本 庄1748 - 2	平成28年 3 月31日

宮崎県告示第 353号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 5 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字富士岩崎32
47 - 2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 農 町	後 谷 川	08-406-1-001	土 石 流
	後谷西谷川	08-406-2-001	土 石 流
	立 野	I-1-1112	急傾斜地の崩壊
	郷田-1	II-1-6322	急傾斜地の崩壊
	郷田-1-新①	II-1-6322-新①	急傾斜地の崩壊
	郷田-1-新②	II-1-6322-新②	急傾斜地の崩壊
	水洗-1	II-1-6324	急傾斜地の崩壊
	水洗-2	II-1-6325	急傾斜地の崩壊
	水洗-3	II-1-6326	急傾斜地の崩壊
	宮 田	II-1-6328	急傾斜地の崩壊
	湯ノ本-1	II-1-6329	急傾斜地の崩壊
	立野-1	II-1-6330	急傾斜地の崩壊
	尾立-1	II-1-6331	急傾斜地の崩壊
	尾立-2	II-1-6332	急傾斜地の崩壊
	立野-2	II-1-6333	急傾斜地の崩壊
	竜ヶ平	II-1-6334	急傾斜地の崩壊

竜ヶ平-新①	II-1-6334-新①	急傾斜地の崩壊
郷田-3	II-1-6353	急傾斜地の崩壊
水洗-4	II-1-6354	急傾斜地の崩壊
水洗-4-新①	II-1-6354-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 農 町	後 谷 川	08-406-1-001	土 石 流
	後谷西谷川	08-406-2-001	土 石 流
	立 野	I-1-1112	急傾斜地の崩壊
	郷田-1	II-1-6322	急傾斜地の崩壊
	郷田-1-新①	II-1-6322-新①	急傾斜地の崩壊
	郷田-1-新②	II-1-6322-新②	急傾斜地の崩壊
	水洗-1	II-1-6324	急傾斜地の崩壊
	水洗-2	II-1-6325	急傾斜地の崩壊
	水洗-3	II-1-6326	急傾斜地の崩壊
	宮 田	II-1-6328	急傾斜地の崩壊
	湯ノ本-1	II-1-6329	急傾斜地の崩壊
	立野-1	II-1-6330	急傾斜地の崩壊
	尾立-1	II-1-6331	急傾斜地の崩壊
	尾立-2	II-1-6332	急傾斜地の崩壊

立野 - 2	Ⅱ - 1 - 6333	急傾斜地の崩壊
竜ヶ平	Ⅱ - 1 - 6334	急傾斜地の崩壊
竜ヶ平 - 新①	Ⅱ - 1 - 6334 - 新①	急傾斜地の崩壊
郷田 - 3	Ⅱ - 1 - 6353	急傾斜地の崩壊
水洗 - 4	Ⅱ - 1 - 6354	急傾斜地の崩壊
水洗 - 4 - 新①	Ⅱ - 1 - 6354 - 新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により平成21年宮崎県告示第220号及び平成26年宮崎県告示第566号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西都市	元山	07-208-2-013	土石流
延岡市	上桜ヶ沢	10-203-1-128	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成28年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調査地域
宮崎市	宮崎市大字田吉・郡司分・金崎・堤内・糸原・加江田・吉野・清武町木原・今泉
都城市	都城市吉之元町
延岡市	延岡市白石町・水尻町、北方町地番区域午・未、北川町川内名、北浦町三川内
日南市	日南市園田・瀬貝・木山・中平野、大字平野

小林市	・下方・宮浦・風田・酒谷・富士
日向市	小林市北西方・真方 日向市美々津町・東郷町山陰庚・東郷町八重原迫野内
串間市	串間市大字南方・本城・奈留
西都市	西都市大字穂北・鹿野田
えびの市	えびの市大字池島・末永
三股町	北諸県郡三股町大字宮村
国富町	東諸県郡国富町大字八代南俣・深年
西米良村	児湯郡西米良村大字板谷
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字下福良
美郷町	東臼杵郡美郷町南郷上渡川
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字向山
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡
南那珂森林組合	串間市大字崎田・都井・市木

2 調査期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、江田山崎土地改良区(宮崎市)から平成28年4月5日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、一ツ瀬川土地改良区(西都市)から平成28年4月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、中山・花見地区県営土地改良事業(宮崎市、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年5月12日から平成28年6月9日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課及び、高岡総合支所農林水産課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成28年5月12日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 放射線画像・動画サーバー式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成29年2月28日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。

ア 平成28年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成28年5月19日までに宮崎県病院局経営管理課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課整備担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号

郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629

- (2) 期間 平成28年5月12日から平成28年5月23日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課整備担当

- (2) 期間 平成28年5月12日から平成28年5月23日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課整備担当

- (2) 提出期限 平成28年5月23日午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁3号館5階 352号会議室

- (2) 日時 平成28年5月24日午前10時10分

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課整備担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号

郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Picture Archive Communication System Iset

- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 23 May, 2016

- (3) Contact point for the notice: Management and Administration Division, Prefectural Hospitals Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadorihigashi, Miyazaki-City, 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成28年5月12日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	平成28年8月4日（木）から 8月12日（金）まで （土曜日、日曜日及び祝日を 除く。）	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	平成28年6月27日（月）から7月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成28年5月12日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1級	平成28年8月5日（金）午前9時30分から午後5時頃までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

30人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成28年6月20日(月)から7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 交通誘導2級検定合格証明書の写し及び交通誘導2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)
- カ 1級検定受検資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以降における政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

平成28年5月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
earth mate	渡 邊 健 太	渡 邊 裕 理	串間市大字市木2498-1
元気なえびのを創る会	松 坂 昭 二	星 指 政 満	えびの市大字西長江浦1753番地2

--	--